

南北朝期に於ける妙頭寺の動向について

糸 久 宝 賢

はじめに

京都妙頭寺は永仁二年（一二九四）日像の入洛から建武中興にかけての間、京都商工人を外護者につなぐなど、その基盤を固定させていった。その後、鎌倉幕府が崩壊し、建武中興が成ると後醍醐天皇より勅願寺の綸旨を受けた。しかし建武中興は二年足らずで失敗し五〇年余に亘る南北朝の対立が始まった。この動乱の渦中ともいえる京都にあって、妙頭寺はどのような動向を示したのであろうか。

従来、妙頭寺の檀越は京都商工人がその中心とされるが、南北朝の初期、大覚が山陽方面へ布教活動を行ったことが伝えられている。又、妙頭寺に残された院宣、綸旨、御教書等は公武との接触を物語っている。そこでこの小論では建武から応永の初めに至る妙頭寺の動向を、

(一) 山陽方面の信徒と妙頭寺

(二) 公武との接触と三祖菩薩号

の二点を手掛りとして考察してみたい。

※妙頭寺に残された文書類は『日蓮宗宗学全書』第九卷所収の『竜華秘書』に依り、以下『竜秘』と略記する。

(一) 山陽方面の信徒と妙頭寺

(イ) 大覚の布教

一般に「備前法華と安芸門徒」と言われるが、この備前法華をはじめとする山陽方面の法華宗は大覚の布教をその端緒とする⁽¹⁾。

大覚の布教活動についてはあまり明確な記録が残されていないが、建武から康永にかけてのものとして、日像から大覚にあてた書状がある。（『竜秘』所収。以下

文中では『書状』と記す。) これを中心を探ってみよう。

大覚は日像の後を継承して妙頭寺の寺主となったが、日像晩年の元弘の末頃から康永にかけて山陽方面へ布教したと伝えられる。その内、暦応年間に多く活躍の跡が残されているという(2)。大覚布教に関しては備中野山の伊達氏と、備前松田氏の入信が伝えられるのでこれを中心に探ってみることにする。先ず野山伊達氏については次のような『書状』がある。

。自野山御灯料、且壹貫文(3)

。自何もく野山女房他界事、乍存ニ老少不定無

哀申斗一歎入てこそ候へ(4)

。又野山よりの便宜に用途一結給へり候ぬ(5)

これは暦応年中に系るものである。伊達氏が日蓮宗に帰依したことについては明確な史料が欠けるが、所伝によれば次のような経緯があるという。北条家に仕えた武士伊達朝義は日蓮聖人の竜口法難に立合って、その実情を見て入信し、文永十一年(一二七四)備中野山(現在の岡山県上房郡賀陽町)に新領地を受け、弘安年中に移って来たと言われる。そして妙本寺を建立し、これをきっかけとして大覚が布教をしたという。大覚下向の時は朝義の孫、朝直の代であった(6)。野山伊達氏が日蓮聖人に帰

依したか否かは別としても、先の『書状』に見る通り、少くとも暦応年間には伊達氏の入信が認められ、大覚を中継として、妙頭寺との交渉が察せられるのである。更に大覚発信の書簡に「委細自野山殿ニ可被仰候」(7)とあり、大覚が備中を去って妙頭寺寺主となった後も関係が続いたことを示している。

次に松田氏との関連であるが、松田氏については『太平記』巻十四「諸国の朝敵蜂起の事」に「当国ノ守護松田十郎盛朝」(8)と見え、同巻三十八「諸国宮方蜂起の事」越中軍事」に「一勢ハ備前ノ仁万堀ニ陣ヲ取テ敵ヲ待ツニ、其国ノ守護ノ勢、松田、河村、福林寺、浦上七郎兵衛行景等」(9)とも見られる。この備前の松田氏は南北朝の頃は北朝方で勢力盛んであったと伝えられる。『書状』では一ヶ所

松田上洛之時用途一結、たしかに給はり候ぬ(10)

とあるのみであるが、後に金川の妙国寺が松田氏に多大な外護を受けるに至ったことを考えあわせると、松田氏との関連も見のがすことはできないであろう。大覚に帰依したのは『太平記』に記される松田氏の一族のうちの一者であると思われるが、『岡山県史』(岡山県編)では『道林寺縁起』を依拠として次のように述べている。大

覚が備前津島で法陣を張った折、附近の真言宗福輪寺良遊と問答してこれを論破し、一山の宗徒は大覚に帰依した。これを聞いた松田元喬（備前富山城主）は大覚を城中に招き、真言僧と宗論をさせた所、又しても論破され、ついに改宗したという〔11〕。

さて、この福輪寺に關しては大覚のものとされる次の書簡がある。これは系年がないものであるが、少くとも大覚に依つて福輪寺が改宗されていたことを知ることができる。即ち、

福輪寺御堂上葺事、日実被題申候、面々少仏事御志人々者、あいたかいに勸進候て助成合力候へく候（中略）

十二月十八日

大覚（花押）

西国御門徒中〔12〕

というものである。これは福輪寺の屋根の上葺に際し信徒の助力を勧めているものであり、大覚の山陽布教から入寂に至る間（元弘の末頃から貞治の初年頃までの間）には既に改宗していたことが知られよう。更にここで注目したい点は、先の書簡が「西国御門徒中」と宛名されていることである。建武四年（一二三三）に系る『書状』では「御下の法華宗の名字皆注て可レ給候」〔13〕とある点

を考え合わせると、建武四年の時点では既に法華信徒のグループが存在しており、大覚存命中には一寺を支える経済的要素を持った集団が形成されていたことを物語っているのではあるまいか。これは妙頭寺の檀越層が大覚の布教に依つて都市部ばかりではなく、農村部へも広がったことを示すものであろう。

以上大覚の布教について略述したが、次にこれら山陽の法華宗と妙頭寺とが具体的にどのように結びついていたかを検討してみることにする。

(四) 妙頭寺と山陽方面の信徒

現存する『書状』では、建武元年（一二三四）正月十一日附のものを初見とし、最後のものは、康永元年（一三四二）十月二十六日附のものである〔14〕。このうち特に目に付くのは、大覚を経由して妙頭寺に山陽方面から銭が送られていることである。ここではこれを中心を探ってみたい。銭が送られた回数、建武元年から暦応二年にいたる五年間に十五回を数える。これを略記すると次の如くである。

- ① 一結 建武元年（一二三四）一月十一日
- ② 一結 建武二年（一二三五）五月八日
- ③ 一結 暦応元年（一二三八）一月十九日

- ④一結 曆応元年（一三三八）七月二日
 ⑤一結 曆応元年（一三三八）七月十日
 ⑥一貫文 曆応元年（一三三八）七月五日
 ⑦四貫文 曆応元年（一三三八）十月十六日
 ⑧一貫文 曆応元年（一三三八）十月十六日
 ⑨五貫文 曆応元年（一三三八）十月十六日
 ⑩三貫文 曆応元年（一三三八）十一月二十二日
 ⑪二貫五百七十文 曆応元年（一三三八）十一月二十二日
 二日
 ⑫一貫二百文 曆応元年（一三三八）十一月二十二日
 ⑬一結 曆応二年（一三三九）三月十一日
 ⑭一結 曆応二年（一三三九）三月十一日
 ⑮三貫文 曆応二年（一三三九）十一月二十七日
 （『菴華秘書』所収の『書状』に依って作成一通の『書状』の中に複数の請取を記す場合もあり、必ずしも『書状』の数や、年月日と一致しない。この他に十月十六日附の『書状』によれば、一貫文とどいている。⑩は特殊なので一応く。）
 これを分類すると次のようになる。
 差出人別では
 。松田氏↓⑬

「松田上洛之時用途一結、たしか給ハリ候ぬ」（15）
 。野山伊達氏↓⑧・⑭
 「自野山」御灯料、且耆貫文」（16）
 「又野山よりの便宜に用途一結給ハリ候ぬ」（17）
 。河持彦四郎↓⑥・⑨・⑪
 「麦代一貫文彦四郎殿在京にて候へば直ニ申候、是可遣候也」（18）
 「自河持彦四郎殿方よりも御寄進田畠夏畠分、且五貫文、助阿闍梨便宜之時請取候ぬ」（19）
 「又、彦四郎殿恒例御霊供米代、用途貳貫五百七十文 慥給了、又恒例灯油料一貫二百文慥給了」（20）
 又、銭の名目では、単に「用途」と記されるもの、「御灯料」「麦代」「夏畠分」「恒例御霊供米代」「灯油料」などとされている。松田氏からのものをはじめとする「用途」とのみ記されるもの（①②③⑤⑦）は一応置くとして、名目の判明するものについて考えてみると、野山よりの御灯料は『書状』の次下に『残之処をもさいそくハ悦入候』とあり、これは妙顕寺が喜捨ではなく当然受領できる性格のものと思われる。河持彦四郎より送られたものの内、「夏畠分」とされるものは、明らかに寄進された田畑の年貢である（21）。又「恒例御霊供米代」

「恒例灯油料」については、定期的に送られるものである。さて、この「恒例御霊供米代」という名目に関して次のような寄進状がある。

堀河殿臯作毛、自今年被_レ付_二御影堂料所_一候御菩提事、可_レ被_レ致_三慇懃_二沙汰_一之由、入道内大郎殿可_レ申候也 恐々謹言

観応元年四月十一日 散位□□花押

謹上 妙頭寺長老(22)

これはどこの場所を「御影堂料所」とされたかは不明であるが、その年貢を妙頭寺御影堂の経費として寄進するというものであろう。「御霊供米代」が定期的に送られるものである点を考えるとこれと同種のものではあるまいか。「恒例灯油料」「麦代」というものもこれに準ずると思われる。これら錢の受領を整理すると次の事が言えよう。先ず、差出人では松田氏、野山伊達氏、河持彦四郎と分けられる。そして名目が記されるものは、年貢かそれに準ずるものであろう。(名目が記されないものの中には入信による喜捨も含まれると予想される。)(23)ただし河持彦四郎から送られた年貢が、どこの場所からのものかは、尚一考の余地がある(24)。

以上、妙頭寺と山陽方面の法華信徒について略述した。

これについては次のことが言えるであろう。大覚の布教によって、備前松田氏、野山伊達氏などがその信徒となりこれをはじめとして信徒のグループが形成され、又年貢を送るいう経済的交渉があったということである(25)。

さて、大覚が山陽方面に布教をはじめた元弘の末頃から建武にかけては鎌倉幕府の打倒の動きが顕著となり建武の中興が成った。次に視座を転じて妙頭寺と公武との接触ということを考察してみよう。

(二)公武との接触と三祖菩薩号

妙頭寺は、大覚妙実の時、勅命を受けて、延文三年(一三五八)祈雨を行い、これによって三祖に菩薩号を贈られた。建武元年(一三三四)妙頭寺は後醍醐天皇より勅願寺の綸旨を受け、南北朝期に入ると北朝より祈願所足利将軍家よりも祈願所とされている。建武元年(一三三四)から応永六年(一三九九)妙頭寺歴代では日像から通源に至る間に妙頭寺が受けた院宣、綸旨、御教書は四十通にのぼる(26)。これを見ると北朝、足利将軍の祈願所としての妙頭寺の姿が浮上する。ここでは、先ず勅願寺、将軍家祈願所について概観し、次で三祖菩薩号について述べることにする。

(イ)勅願寺と祈願所

まず勅願寺の持つ性格として、笠原一男氏は、『真宗教団展開史』の中で次のように述べている。勅願寺の義務は国家の奉平を祈ることであり、宗派の区別はなく、次の二種

。勅願寺とする為に建立されたもの

。建立後勅願寺となったもの

と大別している(27)。妙願寺は後醍醐天皇から勅願寺論旨を受けた時は、既に建立されていたのであるから後者に属するものである。又、勅願寺は何々天皇の勅願寺ということが定まっております、代々の天皇によって安堵されるという。妙願寺についてこれを見ると次の如くである。永和四年(一三七八)二月二十五日の後円融天皇の綸旨に

当寺為三代々勅願寺一專一宗之勤行一宜奉祈
四海安全者、天氣執達如件(28)

とある。「代々ノ勅願寺」とあるから、後醍醐天皇以後、後円融天皇までの歴代天皇(光明、崇光、後光厳)が安堵したのであるか。これを見るに次の如くである。妙願寺は先ず光厳上皇より

妙願寺為御祈禱所ニ殊令擬ニ丹誠於無二、可奉
祈ニ宝祚於億兆者、院宣如レ此悉レ之以状

建武四年四月四日

日像上人御房(29)

一条 右少弁
吉田 左少弁

という院宣を受けたのをはじめとして、貞治五年(一三六六)後光厳天皇(30)、永和四年(一三七八)に先述の後円融天皇、更に後応永六年(一三九九)後小松天皇より綸旨を受けている(31)。これを考えると、光厳上皇の時は、光明、崇光二天皇が在位しているが、上皇の院宣として出されており、新たに北朝の祈禱所にされたと思われる。これは日像寺主の時である。大覚の時は現存する史料に見る限り三千万部の法華経読誦をはじめとする祈禱を要請している種類のものだけである。しかし朗源に寺主が代ると後光厳天皇は安堵の綸旨を下し、通源の代には、後円融天皇、後小松天皇より安堵されていることがうかがわれる。これらのことから次の事が言えるのではないか。妙願寺にあっては

天皇が代った場合

寺主が代った場合

に安堵されているのである。この時期妙願寺は北朝天皇の勅願寺として認められていたことが知られる(32)。

次に武家の祈禱所について述べよう。前出の『真宗教

「屈展開史」の中で笠原氏は次のように記している。「勅願所と、武家の祈願寺の性格の相違に於いては、前者に於いては精神的な優越が、その経済的特典よりも強く、後者に於いては、精神的な優越面に於ては、勅願寺に劣るとは云へ、経済的面から云へば、前者にまさるものがある。また、武家はその有する権力に依り、若し武家の祈願所に対して違乱ありし場合は、断固として之れを禁止しうる実行力を有するのである」(33)。言うまでもなく、この時代にあつては武家が行動面に於ける中心的存在である。これら武家の一方の棟梁とも言える足利將軍家の祈願寺であることの実効は多大であると察せられる。

建武二年(一一三五)足利尊氏は、中興政府に反旗を挙げ、翌三年一月に九州に走るが六月再度入京した(34)。この建武三年六月に尊氏は妙頭寺を祈禱所としている。この年尊氏は光明天皇を擁立するなどして、後醍醐天皇方に対向する。妙頭寺がこの年に足利氏の祈禱所とされた意味は大きい。即ち六月に一回、八月に三回祈禱の要請が出され、妙頭寺はこれに答えて巻数を進上している(35)。足利義詮のものは貞和六年(一一三〇)をはじめとして十二通現存する(36)。尊氏、義詮の御教書の中で甲乙人、武士の乱入を停止するものがあるが、これは

動乱さめやらぬ洛中であつて有力な外護といえ(37)洛中の権力が南北に度々入替るこの時期、尊氏が反旗を挙げると同時にその姿勢を北朝側に向けたことは、妙頭寺の政治的配慮というものを思わせる。大覚から朗源に寺主が代つた時も義詮は「先例に任せて」と將軍家祈禱所たることを安堵している。この点から足利氏へ対する妙頭寺の貢献が察られよう(38)。更に北朝天皇が足利尊氏、義詮等によつて擁立されたことを考えれば、勅願寺として認められていたことも故なきことではなからう。

以上妙頭寺と公武との接触を概観したが、これらを踏まえて次に三祖菩薩号をめぐる問題に触れてみよう。

(四)三祖菩薩号について

前述の如く妙頭寺は祈禱という媒体によつて公武と接触したが、その中で一つの峰となるのが三祖菩薩号である。これについては大覚が朗源にあてた書簡の中で祈雨の効験によつて下されたとして(39)。この時に大覚は大僧正となつた。ところがこの祈雨の行われた年、あるいは贈官について二、三異説があるのでこれを検討してみたい。

先ず年号について『竜華秘書』の編者日富は延文三年(一一三五八)のこととしているが(40)文和元年(一一三五

(二) という説がある。それは蓮華日題の『中正論』である。これは真陽の『禁断日蓮義』に対する批判書である。その二十巻に

吾祖ノ菩薩号ハ人王九十九代後光厳院ノ御宇ニ大覚
僧正祈雨ノ効驗ニ依テ文和元年^{壬辰}六月二十五日ニ
大菩薩号ヲ賜ルナリ(41)。

としている。しかし『公卿補任』によれば(42)、文和元年六月は後光厳天皇は即位していない。又、「大覚僧正」とあるが、文和四年(一三五五)の時点でさえ大覚は僧都であってこの記述はあたらない。おそらく何らかの形で誤伝されたものであろう。

次に祈雨、贈官の事実は無いとする説に『備中誌』がある。これはその理由として、

(A)元亨二、三年の両年に大早があったからこれかと思えるが、日像は存命、大覚は十六、七才であり、存命中の者に贈菩薩号は困難であろう。

(B)康安二年にも大早があったが、この時は南朝軍が京都を攻め、北朝方は近江に敗走してその沙汰を下すところではなかった(44)。

という点をあてている。(A)の元亨二、三年ではないという点は背首できるが、(B)については次のような問題がある。

第一には、大早の年だけから祈雨・贈官の有無を推定している点。第二には、京都に不在であるから祈雨の要請はできないという点である。第一点については、前述の如き妙頭寺の状況(勅願寺、將軍家祈禱所)では祈禱は日常のことで、臨時に行なうものではない。従って大早の年だけを目安にすることは妥当とは言えない。第二点については、康安二年、即ち貞治元年(一三六二)の二月には北朝勢は京都に復権しており(45)、よしんば近江にあったとしても、康安二年に法華経の転読が要請されているのである(46)。又、文和三年も近江より足利義詮から祈禱の要請が出されている点からも(47)、これは誤りであろう。三祖菩薩号は『日蓮教団全史』に考証する如く、延文三年の祈雨によって下されたとするのが妥当である(48)。

さて妙頭寺は延文二年八月二十五日、後光厳天皇より三千万部の法華経読誦を要請された。これは、足利義詮も一見を加え九月十三日に御教書が発せられている。この祈禱は翌年三月に終了し、將軍を經由して七月九日に天皇に巻数が献上された(49)。三千万部という多数の転読がどのように行われたかは推測できないが、この功に依り妙頭寺は「四海唱導」という称号を受けたのであ

る。『日蓮教団全史』ではこの三千万部と祈雨の効験が三祖贈官のきっかけであるとしている。

これらの点から、三祖菩薩号の背景を考えてみると、妙顕寺は北朝政権へその存在を示し祈禱ということと接触をもち、その実蹟の上で、菩薩号を贈られたということが言えるであろう。

むすび

京都の法華宗は、庶民を指向したということが言われる。確かに日像の檀越であった柳酒屋、大工の志などと

いう人の存在は否定できない。特に応仁の乱後の町衆に支持され、法華一揆などに見られる力を有したことは周知の如くである。しかし南北朝期の京都はいまだ権門勢家の支配を基軸とする都市であった。商工人の外護とあわせて政治権力との関連は大きいと言わねばならない。又、大覚の布教による農村部への教線拡張は、妙顕寺の外護者層が複合的であったことを示唆している。永和四年妙顕寺は後継の問題から妙覚寺を分立した。これに前後する時期他門流も京都に進出し、その相互関係によって新たな展開が示されるが、これは今後の課題としたい。

〈別表Ⅰ〉 建武元年から応永六年に至る間に妙顕寺が受けた院宣綸旨御教書等

	差出人	年号	西暦	月日	内	容	妙顕寺寺主	『竜秘』頁
1	後醍醐院	建武元年	一三三四	四月十四日	勅願寺と為す		日像	一三五
2	足利尊氏	建武三年	一三三六	六月廿六日	將軍家祈禱所		日像	一五六
3	足利尊氏	建武三年	一三三六	八月四日	祈禱を賞し新たに請		日像	一五六
4	足利尊氏	建武三年	一三三六	八月廿日	祈禱を賞す		日像	一五六
5	足利尊氏	建武三年	一三三六	八月廿日	甲乙人等の乱入停止		日像	一五六〜七
6	足利尊氏	建武三年	一三三六	八月廿三日	祈禱を請う		日像	一五七

21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7
足利義詮	足利義詮	足利義詮	沙弥	沙弥	沙弥	足利義詮	足利義詮	散位	足利義詮	足利直義	光厳上皇	光厳上皇	光厳上皇	足利尊氏
文和四年	文和四年	文和三年	文和三年	文和二年	文和元年	観応三年	観応二年	観応元年	貞和六年	貞和三年	暦応四年	建武四年	建武四年	建武三年
一三五五	一三五五	一三五四	一三五四	一三五三	一三五二	一三五二	一三五二	一三五〇	一三五〇	一三四七	一三四一	一三三七	一三三七	一三三六
八月廿九日	五月廿日	十二月廿七日	六月廿七日	八月十六日	極月廿七日	閏二月廿七日	九月廿一日	八月二十七日	二月廿一日	九月十五日	八月九日	四月十七日	四月四日	九月六日
寺領の沙汰	甲乙人の乱入停止	江州下向の間の祈禱を請う	祈禱を賞す	祈禱を賞す	祈禱を賞す	祈禱を請う	甲乙人等の乱入停止	観世音経転読を賞す	観世音経五千巻の転読	観世音経の転読を請う	寺地の沙汰	御祈禱処となす	御祈禱所となす	祈禱を賞す
大覚	大覚	大覚	大覚	大覚	大覚	大覚	大覚	大覚	大覚	大覚	日像	日像	日像	日像
一五九	一五八〇九	一五八	一六六〇七	一六六	一六六	一五八	一五八	一六六	一五七〇八	一五七	一三六〇七	一三六	一三六	一五七

36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22
後小松院	左衛門佐	後円融院	後光厳院	足利義詮	後光厳院	足利義詮	後光厳院	沙弥	沙弥	足利義詮	後光厳院	沙弥	足利義詮	足利義詮
嘉慶元年	至徳二年	永和四年	貞治五年	貞治五年	康安二年	延文三年	延文三年	延文三年	延文三年	延文二年	延文二年	延文二年	延文二年	延文二年
一三八七	一三八五	一三七八	一三六六	一三六六	一三六二	一三五八	一三五八	一三五八	一三五八	一三五七	一三五七	一三五七	一三五七	一三五七
八月十五日	十月十一日	二月廿五日	八月十日	二月晦日	六月十四日	十二月廿四日	七月九日	卯月廿七日	三月廿五日	九月十三日	八月廿五日	七月十九日	三月廿六日	正月廿二日
寺地の安堵	祈禱を請う	勅願寺安堵	勅願寺安堵	祈禱所安堵	法華経百部転読	祈禱を賞す	三千万部成就を賞す	將軍家の祈禱を賞す	三千万部成就を賞す	三千万部法華経読誦	三千万部法華経読誦	祈禱を賞す	祈禱を請う	祈禱を請う
通源	通源	通源	朗源	朗源	大覚	大覚	大覚	大覚	大覚	大覚	大覚	大覚	大覚	大覚
一三九	一六八	一三八	一三八	一六〇	一三七〇	一六〇	一三七	一六七	一六七	一五九〇	一三七	一六七	一五九	一五九

37	足利義満	明德四年	一三九三	七月八日	寺地の沙汰	通源	一六一
38	足利義満	応永二年	一三九五	四月十六日	祈禱を請う	通源	一六一
39	足利義満	応永五年	一三九八	十二月二日	寺領の沙汰	通源	一六一
40	後小松院	応永六年	一三九九	十二月七日	勅願寺の安堵	通源	一三九

※この四十通の他に妙願寺に下されたものとして次の二点が確認されるが、系年不明の為表には記載しなかった。
 (イ) 足利義詮・三月廿六日・中納言僧都御房（『竜秘』一六〇～一頁）
 (ロ) 後光厳院（案）・十二月二十三日・妙願寺長老僧正御房（『宗全』二十卷二三二頁）

註

- (1) 『日蓮教団全史』一三七頁
 (2) 『日蓮教団全史』一三七頁
 (3) 『竜秘』三五頁
 (4) 『竜秘』三六頁
 (5) 『竜秘』三七頁
 (6) 『日蓮教団全史』一三六頁、『大和村誌』七七頁等を参照
 (7) 『竜秘』五八頁
 (8) 『日本古典文学大系』三五卷七〇頁
 (9) 『日本古典文学大系』三六卷四〇〇頁
 (10) 『竜秘』三七頁
 (11) 同書 二二九頁
- (12) 『岡山県古文書集』第三卷三一五頁
 (13) 『竜秘』三三頁
 (14) 係年の判明するものでは十五通（内置文二通）現存する。
 『竜秘』三〇頁～四二頁
 (15) 註(10)を参照
 (16) 註(3)を参照
 (17) 註(5)を参照
 (18) 『竜秘』三三頁
 (19) 『竜秘』三六頁
 (20) 『竜秘』三六頁
 (21) 次下に「其残年貢をも催促候て」とある。
 『竜秘』一四四頁
 (22) 『竜秘』一四四頁

(23) 例えば註(4)の『書状』では野山の女房の他界を日像は歎いている。これによっても親密さがうかがわれる。又、本文中の表には記さなかったが、表のこ、衣布なども送られていることなどから推測される。

(24) 妙願寺は元弘三年(一一三三)五月十三日、大塔宮護良親王より三ヶ所に寺領をうけている。(『竜秘』一三五頁) このうちの備中穂太庄が野山と比較的近く、(竹内理三『荘園分布図』下巻二二七頁) 註(3)の書状では野山よりの用途と年貢の請取を並記している点、「御寄進」の田畠という語から穂太庄よりの年貢かとも思われるが速断はできない。又、これとは別の寄進地からのものという可能性もある。

(25) 本文中に示した銭の送られる回数、特に暦応元年に集中している。建武から暦応にかけては、足利尊氏が後醍醐天皇に反目した。その動乱で洛中はひどい有様で『書状』でもそれを伝えている。(『竜秘』三四頁、三五頁) この状況の中で頼れるものは大覚とその門下の山陽方面の法華宗だけであった。(『竜秘』三四頁) 更に後、大覚が寺主になってからも寺領が寄進され「大夫」「播磨」兩人がその年貢を京都に送る責任者であった。(註(7)) 又、六世日具は、野山に退隠したといひ(仏祖統紀) その交渉が続いたことが示される。

(26) 朝廷、足利氏関係のものは、別表Ⅰの如くである。
(27) 同書三五～六頁より取意
(28) 別表Ⅰ②を参照

(29) 別表Ⅰ⑧を参照
(30) 別表Ⅰ⑨を参照
(31) 別表Ⅰ⑩を参照
(32) 以上の状況を図示すれば次のようになる。

別表Ⅱ

△天皇▽ 妙願寺寺主

後光厳天皇 …… 不明 …… 大覚

後円融天皇 …… 通源

後小松天皇 …… 通源

更に安堵状と理解される理由はこれら三天皇の論旨に「一宗之勤行」「代々、勅願寺」「数代、勅願」の語があるからである。以下その論旨を列挙しておく。(後円融天皇の論旨は本文中に示した。)

後光厳天皇より朗源へ

御祈禱之事、專令致一宗之勤行、一宜奉折四海之太平者、天氣執達如件

後小松天皇より通源へ

当寺已為數代勅願、且任永和鳳詔、近日殊專一宗之勤行、一宜奉折四海之安全三者天氣如此、仍執達如件

(33) 同書一二九頁
(34) 『太平記』(『文学大系』三五卷一一三頁)には、「二月二日將軍曾地ヲ立テ、撰津國ヘゾ越給ヒケル」とし、この

時に光厳上皇の院宣を受けるべく薬師丸に命じている。九州への船上で院宣を受けた尊氏は大友氏泰に助を請うている。

(『大友文書』大日本史料六篇一三八七頁) この後六月十五日には光厳上皇を奉じて入京し、東寺に入り建武の年号を復した。(『公卿補任』第二篇五六〇頁)

(35) 別表I②⑦を参照

(36) 別表I⑫⑭⑮、⑲⑳㉑㉒を参照。

尚、⑬、⑯⑰⑱、㉑、㉒㉓の「散位」「沙弥」とあるものは『竜秘』では「武臣部」所収のものであるが、その内容は足利將軍家より妙顯寺へ祈禱の賞を下されたものと考えられるので、実際には、これらも含まれよう。

(37) 別表I⑤⑭⑳を参照

(38) 別表I㉑を参照。その文面は次の如く。

天下静謐祈禱事、任先例殊可被致精誠之状、如件

(39) 『竜秘』五五頁

(40) 『竜秘』五六頁

(41) 同書七九丁から八二丁にかけて、『禁断日蓮義』の菩薩号に対する疑義とそれに対する反論として述べられているもの。日題はこれの中で菩薩号の繪旨が存在したと主張し、比企谷日輪の「御札拜見仕候了、抑先師聖人贈官之事、繪旨案誠以貴寺之御面目(略)」(『竜秘』五〇頁)という書簡を引証している。日題はこの繪旨が荻の法華寺にあると記しているが、確認されていない。

(42) 国史大系『公卿補任』第二篇、六三七頁。「八月十七日

(当今踐祚。九月廿七日改元為文和(依代始也)今年八月八日やさ太上天皇於賀名玉離宮御落飾」とあるから、六月は崇光天皇が在位中であつた。

(43) 別表I㉑を参照

(44) 『備中誌』は嘉永六年(一八五三)に編集を終え、明治三五年に刊行された。著者は不明。知名の諸氏の考説、社寺の文書、家譜伝記、紀行、日記をはじめ、地理歴史に係る事項を抽出している。原書は岡山県総社市、堀氏蔵(同書緒言)これは「大覚僧正伝」に記されたものである。同書二四六～五頁

(45) 『皇代曆』『建武三年以来記』(大日本史料六篇二四一～二八頁)等によれば二月十日に還幸されている。

(46) 別表I㉑を参照

(47) 別表I㉑を参照。十二月二十四日南軍が京都に攻め入り義詮は近江に敗走する。この時も妙顯寺は北朝に組している。この後「乱入停止」の御教書(別表I㉑)を受けていることは、尊氏の例とあわせて、妙顯寺の北朝、將軍家に対する貢獻を物語るといえよう。

(48) 同書一四〇～一頁。その理由として、大覚が三祖贈官の時に大僧正に昇ったことをふまえて、書簡の呼称、大覚自筆本尊の表記を中心に詳細に考証している。

(49) 別表I㉑②、㉑を参照。